

表	裏
<p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> <p style="text-align: center;">官 職 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">環境大臣(都道府県知事)</p>	<p style="text-align: center;">自然公園法(抄)</p> <p style="text-align: center;">(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同行の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。